〈だいとう〉の外貨定期預金で運用してみませんか？

〈だいとう〉
米ドル建て外貨定期預金
金利優遇キャンペーン

キャンペーン期間：平成29年12月1日(金)～平成30年2月28日(水)

個人及び法人のお客さまで、期間中に円貨により新規にご契約されるお客さま

※当行の外貨普通預金、外貨定期預金の満期金及び外貨現金によるお預け入れは対象外とさせていただきます。

3か月もの米ドル建て外貨定期預金（非継続方式）

キャンペーン特別金利

年3.0%

（税引後：個人 2.390%
税引後：法人 2.540%）

外貨定期預金の重要事項

- 外貨定期預金とは、外貨預金（本邦通貨以外の外貨建の預金）のうち、あらかじめ預金の期間を定め、原則としてその期間中は払戻の要求に応じないことを条件としている預金です。
- 為替相場の変動により、お受け取りの外貨元利金を円換算すると、当初外貨預金作成時の払い込み円貨額を下回る（円ベースで元本割れとなる）リスクがあります。
- なお、期日前解約はできません。万が一、当行がやむを得ないものと認めて期日前解約に応じる場合には、別途解約コストがかかる場合があり、その場合、解約元利金から解約コストを差し引いた金額が当初お預け入れの元本金額を下回る（元本割れとなる）可能性があります。

外貨定期預金の注意点

- 円を外貨にする際（預入時）および外貨を円にする際（引出時）は手数料（1米ドルあたり1円）がかかります（お預け入れおよびお引き出しの際は、手数料分を含んだ為替相場である当行所定のＴＴＳレート（預入時）、ＴＴＢレート（引出時）をそれぞれ適用します）。したがって、為替相場に変動がない場合でも、往復の手数料（1米ドルあたり2円）がかかるため、お受け取りの外貨の円換算額が当初外貨定期預金作成時の払い込み円貨額を下回る（円ベースで元本割れとなる）リスクがあります。
- 外貨定期預金は預金保険制度の対象ではありません。また、マル優制度の適用は受けられません。
- 外貨定期預金の商品内容について、詳しくは契約締結前交付書面を十分にお読みいただき、商品内容やリスクおよび手数料等の詳細を十分にご理解のうえ、お客さまご自身の判断でお申込みください。
- 金融情勢の変化等により、商品内容を変更したり、キャンペーンを中止又は延長させていただく場合がございます。

例）米ドル仲値　1米ドル100円の場合

ＴＴＳレート（円を外貨に交換するレート）
お客さまが当行から外貨を購入する場合に適用されるレートのことで、基準となるレート（仲値）に為替手数料（1米ドル当り1円）を加えたものです。

ＴＴＢレート（外貨を円に交換するレート）
当行がお客さまから外貨を買取る場合に使用するレートのことで、基準となるレート（仲値）に為替手数料（1米ドル当り1円）を差し引いたものです。

仲値とは市場レートを参考に銀行が決定した基準となるレートです。

詳しくは裏面をご確認ください。

大東銀行

平成29年12月1日現在

〈だいとう〉

米ドル建て 外貨定期預金 金利優遇キャンペーン

商品内容

キャンペーン期間：平成29年12月1日(金)～平成30年2月28日(水)

商品名	オープン型外貨定期預金
商品概要	外貨定期預金とは、外貨預金（本邦通貨以外の外貨建の預金）のうち、あらかじめ預金の期間を定め、原則としてその期間中は払戻の要求に応じないことを条件としている預金です。
対象となる商品	オープン型外貨定期預金　期間3か月もの
預金保険	外貨定期預金は預金保険の対象外です。
お預け入れいただける方	個人及び法人のお客さま（円貨より新規にご契約されるお客さま） ※当行の外貨普通預金、外貨定期預金の満期金及び外貨現金によるお預け入れは対象外とさせていただきます。
預入期間	3か月 （預入期間1か月、6か月、1年ものには優遇金利の適用はありません）
預入	（1）預入方法：一括預入です。米ドルについては午前10時ごろからご利用いただけます。 （2）最低預入額：1通貨単位 （3）預入単位：1補助通貨単位まで預入可能 （4）預入通貨：米ドル
払戻方法	満期日以後に一括して払い戻します。米ドルについては午前10時ごろからご利用いただけます。
利息	（1）適用利率：年3.0%（税引後：個人 2.390%、法人 2.540%）お預け入れ時の利率を満期日まで適用します。 （2）利払方法：満期日以後に一括してお支払いいたします。 （3）計算方法：付利単位を原則1通貨単位とした1年を365日とする日割計算。
税金	・利子所得は法人のお客さまは総合課税、個人のお客さまは源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）として課税されます。 ・お利息はマル優の対象外です。 ・為替差益への課税 法人のお客さま：総合課税 個人のお客さま：為替差益は雑所得となり、確定申告による総合課税の対象となります。ただし、年収2,000万円以下の給与所得者の方で為替差益を含めた給与所得以外の所得が年間20万円以下の場合は申告不要です。為替差損は、他の黒字の雑所得から控除できます。他の所得区分と損益通算はできません。 詳しくはお客さまご自身で公認会計士・税理士にご相談くださいますようお願い申し上げます。
手数料及び適用相場	お預け入れ・お引き出し方法や通貨により手数料等が異なるため、手数料等の金額や上限額または計算方法をあらかじめお示しすることはできません。
期日前解約時のお取り扱い	原則として期日前解約はできません。万が一、当行がやむを得ないものと認めて期日前解約に応じる場合には、預入日から期日前解約日までの適用利率は期日前解約日における当該通貨建ての外貨普通預金利率となります。なお、期日前解約にあたっては別途解約コスト（※）がかかる場合があり、その場合、解約元利金から解約コストを差し引いた金額が当初お預け入れの元本金額を下回る（＝元本割れとなる）可能性があります。 （※）解約コスト算出の考え方 期日前解約時点で、当行はその契約上の地位（すなわち、預金契約の権利・義務）を失うことになり、その地位にともなう経済的利益を失うことによる損害を負うことになります。この場合、当行は、期日前解約時点で、この預金と同等の代替の契約を市場〈外貨資金市場〉にて締結するか、または締結したと仮定した場合に必要となる金額（コスト）を、市場実勢相場に基づいて算出し、解約コストとしてお客さまにご負担いただきます。このように、解約コストの算出には期日前解約時点での市場実勢相場を使用するため、お申し込み時点で解約コストをお示しすることはできませんが、計算式を簡略化してお示しすると以下のとおりになります。 【解約コスト】 ＝預金元本金額×（期日前解約時点の再調達金利－預入時点の調達金利）×残存日数÷年日数＋諸費用・諸手数料 －預金元本金額×（預入時点の適用金利－期日前解約時点の外貨普通預金金利）×預入日数÷年日数 （調達金利、および再調達金利は外貨資金市場などの銀行間レートがベースとなります。）
お問い合わせ先	店頭または下記までお問い合わせください。 ・大東銀行証券国際部　024-925-8282 午前9：00～午後5：00（土・日・祝日は除く）
当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先　全国銀行協会相談室　電話番号　0570-017109または03-5252-3772
満期日以後の適用金利	満期日以後の適用金利は、解約日または書替日における、当該通貨建ての外貨普通預金利率となります。
留意点	◎10万米ドル以上のお預け入れ、お引き出しについては、当行が市場実勢を参考にして決定する相場を適用する場合があります。 ◎この預金は外貨定期預金規定によりお取り扱いいたします。本預金をご利用の際には、必ずご覧ください。 ◎金融情勢の変化等により、商品内容を変更したり、キャンペーンを中止又は延長させていただく場合がございます。 ◎さいたま支店ではお取り扱いしておりません。 ◎説明書（外貨定期預金契約締結前交付書面兼外貨預金等書面）については、〈だいとう〉各店の窓口にてお求めください。

平成 29 年 12 月 1 日現在

詳しくは〈だいとう〉の窓口へお問い合わせください。

大東銀行
http://www.daitobank.co.jp/